

# 学会・会則

## 第一章 総則

第一条 本会は、ラブライブ！学会(LoveLive Academy)と称する。

第二条 本会は、ラブライブ！シリーズに関する研究・考察を推進し、その成果の発表の場を設けることを通じて、ラブライブ！シリーズの理解及び魅力を発見する機会を提供することを目的とする。

第三条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (一) ラブライブ！シリーズに関する研究・考察発表の場(以下、「大会」という。)の提供
- (二) 会員相互の情報交換
- (三) 学会誌その他の出版物の刊行
- (四) その他、本会の目的を達成するために必要な事業

第四条 本会は、恒常的な事務局を設置しない。ただし、必要に応じ事務所を設置することができる。

## 第二章 会員・会費

第五条 本会の会員は、次に掲げる3種類とする。

- (一) 正会員 ラブライブ！シリーズに関心を持ち、研究・考察及びその発表に取り組む個人又はその発表の聴講を希望する個人
- (二) 賛助会員 本会の目的に賛成し、本会の事業に協力する法人及び団体
- (三) 名誉会員 本会に特に功労あり、総会での決議を得た者

第六条 正会員になろうとする者は、所定の登録を行わなければならない。

- 2 正会員は、理事会への申出をもって、任意に退会することができる。
- 3 理事会が会員の死亡・解散を知ったときは、理事会の決議をもって、職権で、会員資格を喪失させることができる。
- 4 前二項以外の場合の会員資格の取り扱いについては、内規で決定する。

第七条 会員について、会費の納入の義務は生じない。

- 2 会員は、次に掲げる場合に、金銭の支払いをしなければならない。ただし、理事会の決定がある場合は、この限りでない。
  - (一) 大会参加時
  - (二) 学会誌購入時

- (三) その他、理事会の決定がある時
- 3 前項の金額は、理事会が決定する。

### 第三章 役員

第八条 本会は、次の役員を設置する。

- (一) 会長 1名
- (二) 副会長 1名以上2名以下
- (三) 理事 10名以上20名以下
- (四) 監事 2名以下

第九条 会長は、本会を代表し、会務の総理につとめる。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代行する。
- 3 理事は、会長を補佐し、会の運営に当たる。理事の中で職務を分担する。職務分担は理事会で決定する。
- 4 監事は、会の運営についてその内容が適正であるかを監査する。必要に応じて理事会に参加することができるが、議決権は有しない。ただし、総会の決定によって設置しないこともできる。

第一〇条 役員任期は、選任された日から3年とし、再任を妨げない。

- 2 任期終了後も、新しい役員が選出されるまでの間は、従前の役員はその地位を有するものとする。
- 3 第一項の規定にかかわらず、理事会は、その決議をもってすべての役員につき任期を終了することができる。この場合、前項の規定が適用される。

第一一条 役員は、次の方法により選出される。

- (一) 会長・副会長 理事の互選
  - (二) 理事・監事 総会の決議
- 2 理事選任にあたり、総会の決議で、会計監査職務に当たる者を1名以上選任する。
  - 3 第一項の規定にかかわらず、会長は、会務に必要な範囲で定数外の理事を選任することができる。この選任は、理事会の承認を得なければ、その効力を発しない。
  - 4 理事会は、役員改選にあたり、新役員候補を総会に推薦することができる。会計監査職務担当者候補についても、同様とする。

第一二条 役員が任期中に辞任したときは、総会において後任者を選出することができる。ただし、その任期は前任者の残任期間とする。

## 第四章 会議体

第一三条 本会の会議は、次の2種類とする。

- (一) 総会 年一回以上開催する。正会員1名につき議決権を一つ有する。
- (二) 理事会 開催回数は内規で決定する。理事1名につき議決権を一つ有する。

第一四条 総会及び理事会の決議は、この会則に特別の定めがない限り、出席者の過半数の賛成をもって行う。

- 2 棄権は、賛成票・反対票のいずれにも属さないものとする。
- 3 定足数は、この会則に特別の定めがある場合を除き、これを規定しない。
- 4 本章において、委任状提出者は出席者とみなす。

第一五条 本会の事業は理事会の決定による。ただし、次に掲げる事項は、総会の決議を必要とする。

- (一) 会則の変更
- (二) 理事・監事の選任
- (三) 事業計画・収支予算の決定
- (四) 事業報告・収支決算の承認
- (五) 本会の解散決議
- (六) その他、理事会が総会決議を要すると定めた事項

第一六条 総会の開催にあたっては、総会開催の一週間前までに正会員に日時及び開催場所を、電磁的方法等を用いて正会員に通達しなければならない。ただし、正会員全員の出席がある場合又は緊急の必要がある場合は、この限りでない。

- 2 前項の時点より後に正会員となった者も、総会に参加し、議決権を行使することができる。ただし、総会の運営を妨害する目的を有すると認められる場合は、この限りでない。

第一七条 定時総会は、年一回以上実施する。

- 2 臨時総会は、理事会が必要と認めたとき又は総数の五分の一以上の正会員が開催の目的を示して理事会に請求したときに、会長が招集する。

第一八条 総会及び理事会の議長は、会長又は会長が指名した者がこれを務める。

第一九条 本会の解散には、正会員の過半数の出席及び出席者の五分の四以上の賛成を要する。

## 第五章 大会

第二〇条 大会は、年一回以上日本国内で開催する。ただし、特段の事情あるときはこの

限りでない。

2 前項の規定にかかわらず、電気通信回線を用いての大会を開催することができる。

第二一条 大会に際して、理事会は適時に、正会員から研究・考察発表希望者(以下「発表希望者」という。)並びに聴講希望者を募集する。

2 発表に関する諸規定は、理事会で定める。

第二二条 発表希望者は、大会での発表において、その概要を提出することが求められる。

2 概要フォーマットは、理事会で定める。

3 発表希望者の発表辞退は、可及的早期に申し出ることとする。

4 計画的な研究・考察を促進するため、理事会は、発表希望者に定期的な進捗確認をすることがある。

第二三条 大会において、犯罪行為を行った者、会場ルール・理事会が定めたルールに反した者その他迷惑行為と判断される行為を行った者は、退場処分とする。

2 理事会は、前項の者に対し、弁解の場を設けた上で、処分取消し、一定期間もしくは無期限の参加禁止処分又は除名処分のいずれかを決定する。ただし、除名処分は、理事会の全会一致をもってのみ行うことができる。

## 第六章 会計

第二四条 本会の運営資金は、第六条第二項に掲げる場合の金銭、寄付金並びにその他の収入でまかなう。

第二五条 会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

第二六条 収支決算及び収支予算は、会員に向けて適時に開示する。

## 第七章 細則

第二七条 会の事業運営上必要な規定については、これを内規で定める。

2 内規の制定及び改正は、理事会の承認を必要とする。

3 前項の承認を得た内規は、その後に初めて行われる総会で報告を行う。

4 内規改正は、理事会の承認によって効力を発するが、その後に初めて行われる総会での報告がなかった場合、遡及的に効力を失う。

## 附則

1 本会則(案)は、第一回総会開催時の賛成決議をもって成立する。

- 2 第一回総会で修正動議が提出された場合は、修正された会則をもって会則成立とする。
- 3 本会則に記載されていない規定については、内規で明示する。
- 4 本会則(案)成立前における本会の運営については、本会則(案)に準じるものとする。

2022年3月19日 可決成立

# 学会・内規

本学会則 27 条その他の規定に基づき、以下の内規を定める。

## 第一章 理事会運営規則

第一条 理事会は、定時理事会と臨時理事会とする。

2 定時理事会は、年 4 回以上行う。

3 臨時理事会は、必要に応じて開催される。

第二条 理事会は、次の事項を審議する。

(一) 新規正会員に関する事項(会則第 6 条関連)

(二) 会長・副会長の推薦に関する事項(会則第 11 条第 1 項第 1 号関連)

(三) 会長推薦理事に関する事項(会則第 11 条第 3 項関連)

(四) 臨時総会招集に関する事項(会則第 17 条第 2 項関連)

(五) 総会の決議事項に関する事項(会則第 14 条関連)

(六) 本会の解散に関する事項(会則第 15 条第 1 項第 5 号・第 19 条第 2 項関連)

(七) 内規に関する事項(会則第 27 条関連)

(八) 活動計画・活動報告に関する事項

(九) 予算案・決算に関する事項

(一〇) 期毎の収支報告・承認に関する事項

(一一) 会員資格の取り扱いに関する事項

(一二) その他、学会の運営に必要と認められる事項

第三条 理事会は、必要に応じて電磁的方法等を用いて審議・議決を行うことができる。電磁的方法等による審議・決議の規定は次の通りとする。

(一) 会長は、電磁的方法等での審議を理事に要請することができる。

(二) 理事は、会長に、電磁的方法等での審議の発議を求めることができる。

(三) 前号の場合、発議は会長によってなされ、全理事に審議事項に関する電磁的記録が配信される。

(四) 理事は、審議事項に関する電磁的記録に返信することで自らの意見を返信することができる。このとき、返信は他の全理事に公開しなければならない。

(五) 回答・検討期間は最低 3 日以上とし、会長が事前または事後に指定する。

(六) 審議の決定には全理事の過半数の賛成が必要とされ、可否同数の場合は会長が決定する。

第四条 理事会は、必要に応じて音声会議の方法により開催することができる。

## 第二章 理事職務分担規則(会則第9条第3項第2文関連)

第五条 理事会は、その希望に応じ、理事会の決議で、次に掲げる職務を分担する。分担の内容は、各種方法で会員に公表する。

- (一) 広報(ホームページ・Twitter)
- (二) 会議
- (三) 会計
- (四) その他

## 第三章 正会員の権利及びその発効規則

第六条 会則第6条第1項に規定する真正な登録が理事会に到達した時点をもって、登録申請者は正会員となる。

- 2 会則第16条第1項の通達期限後に正会員になった者も、同条2項の規定に沿う限り、当該通達の対象となっている総会において、その議決権を行使することができる。ただし、従前の正会員に対して適正な通達が行われていた場合は、当該新正会員についての通達も適正に行われていたものとみなす。

第七条 正会員は、理事会に対し、臨時総会の招集申立て、定時総会での議題・議案の提出及びこれに対する質問をする権利を有する。

第八条 臨時総会の招集申立ては、会則第17条第2項に定める数以上の正会員の署名もしくは記名がなされた文書(電磁的方法を含む。以下同じ。)を代表者が理事会に対し提出することをもって行う。

- 2 定時総会での議題・議案提出は、事前においてはその内容を記載した文書を理事会に対し提出することをもって行う。総会中においては、挙手等の上議長の許可のものと発言をもって行う。
- 3 総会での議題・議案に対する質問は、挙手等の上議長の許可のものと発言をもって行う。
- 4 前三項以外の権利については、正会員は、理事会が認める範囲内でこれを行することができる。

## 第四章 会員資格の喪失規則

第九条 会則第6条第4項における事項は、以下の通りとする。

(一) 音信不通

登録された連絡先に二度の確認を行った上で、六ヶ月回答がない場合、理事会の決定をもって当該会員は会員資格を失うものとする。

(二) 会則第 23 条第 1 項違反行為

同条第 2 項の除名処分決定時に、当該会員は会員資格を失うものとする。

(三) その他の場合

理事会の全会一致をもって行う。

2 前項の規定により会員資格を失った者であっても、理事会は、決定によって、その資格を復することができる。

2022 年 3 月 19 日 規約可決成立をもって発効